

事務連絡
令和4年11月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

子育て世代包括支援センターの実施状況の送付について

平素より、母子保健行政に多大なるご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に定める母子健康包括支援センター（通称、子育て世代包括支援センター。以下「センター」という。）については、平成28年に同法を改正した際に、市町村はセンターの設置に努めることとされています。

今般、センターの実施状況について確認を行ったところ、別紙のとおり、令和4年4月1日時点で、全国1,647市区町村（2,486箇所）で実施されていました。

つきましては、未設置の市区町村におかれては、引き続き、設置に努めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、別紙の内容をご了知の上、関係部局、貴管内市区町村に対して広く周知いただき、関係機関と一層の連携の上、積極的にご支援いただくようお願いいたします。

記

○別紙：「子育て世代包括支援センターの実施状況（令和4年4月1日時点）」